

Enour QualityPartners 利用規約

2026年5月20日現在

株式会社オペテージ

第1章 総則

第1条 (利用規約)

株式会社オプテージ (以下「当社」という。)は、Enour QualityPartners 利用規約 (以下、「本規約」という。)を定め、これにより契約者に Enour QualityPartners (以下「本サービス」という。)を提供します。

第2条 (定義)

本規約にて用いる用語は、それぞれ次の意味を有するものとします。

用語	用語の意味
契約者	本規約に同意の上、本サービスを利用する資格を有する事業主等をいいます。なお、契約する前後を問いません。
利用者	契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスの利用を契約者より許諾された者をいいます。
利用契約	法人等が本規約に同意することで当社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
対象コール数	本サービスにおいて、月間で評価対象として投入できる通話等データ件数をいいます。
評価実行数	評価処理を実行した回数 (1件1回) をいいます。通常は対象コール数と一致しますが、重複投入時の扱いにより一致しない場合があります。
利用者数	本サービスの利用にあたり、当社より使用許諾するシステムの利用者数をいいます。
ID等	当社が契約者に貸与する ID、自己の設定するパスワード、その他本サービスを利用するために当社が契約者に対して付与する記号または番号をいいます。
課金開始月	本サービスの申込書に記載されている利用開始日が属する月をいいます。

第3条 (本規約の適用)

本規約は、本サービスの利用にかかわる一切に適用されます。

- 2 当社が契約者または利用者に本サービスのホームページ等で通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意、利用手順その他の運用ルール(本サービスの提供または保守に必要な範囲に限ります)は、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。
- 3 当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約を随時変更することができるものとします。変更後の規約は、当社が一定期間本サービスのホームページ上に掲載する方法、当社に登録している電子メールアドレス (以下、「登録アドレス」といいます。)へ電子メールを送信する方法および当社が適当と判断したその他の方法のいずれかまたは複数の方法により、契約者へ通知します。この場合、当社が定めた時期 (契約者に通知した時点より遡らないものとします。)に効力が生じるものとし、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 4 当社が別途規定する個別規定および当社が随時、契約者または利用者に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定 (個別契約を含みます) および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。
- 5 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに

に特約を遵守するものとします。

第4条（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を当社の責任において第三者に再委託し、申込書に届け出た契約者の情報（個人情報を含みます。）を、再委託先に送付することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先に対し、本規約に定める当社の秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

第2章 本サービスの仕様

第5条（本サービスの仕様）

本サービスの仕様は、別途 Enour QualityPartners サービス仕様書（以下、「仕様書」といいます。）に定めるところによります。

なお、当社は、本サービスの仕様または内容を予告なく変更することがあります。

第3章 利用契約

第6条（利用契約の申込方法）

契約者は、本サービスの利用を希望するときは、当社所定の本サービスの利用に関する申込書（以下「申込書」といいます。）を当社に提出することにより、申し込むものとします。

第7条（利用契約の承諾）

当社は、申し込みを受けた場合はその諾否を判断し、契約者に結果を通知します。

第8条（利用契約の成立）

当社が契約者からの申し込みを承諾し、契約者への通知手続きが完了した時点で利用契約が成立するものとします。

第9条（利用契約の承諾義務の不存在）

当社は、契約者からの申し込みを受けても、承諾しないことがあります。当社は承諾しない理由を契約者に開示する義務を負わないものとします。

第10条（契約者情報等の変更の届出および当社からの通知の到達時期）

契約者は、氏名、名称、登録アドレス、請求書の送付先等に変更があったときは、当社が指定する

方法で当社に速やかに届け出るものとし、この届け出を怠ったことにより契約者が不利益を受けたとしても、当社は責任を負わないものとします。

- 2 当社は、契約者への通知および意思表示を登録アドレスへ電子メールを送信する方法により行うことができるものとし、この方法による場合は、当社が当該電子メールを発信したときに契約者に到達したものとみなします。なお、契約者の設備・設定等により受信できない場合も到達したものとみなします。

第 11 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は利用契約ごとに本サービスの申込書に記載している課金開始月から起算して 12 カ月とします。ただし、別途定めがある場合はそれに従うものとします。

- 2 当社の責に帰すべき事由による解約の場合を除き、前項の最低利用期間内に本サービスまたはオプションの解約があった場合は、当社が定める期日までに残余の期間に対応する利用料金に相当する額を一括して支払うものとします。
- 3 第 1 項の最低利用期間内に本サービス利用者数および対象コール数の変更（契約変更後の月額利用料が契約変更前の月額利用料を下回る場合に限り。）があった場合は、当社が定める期日までに契約変更前の月額利用料から契約変更後の月額利用料の額を差し引き、残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払うものとします。なお、契約変更後の月額利用料が契約変更前の月額利用料より増額となる場合には、本項は適用しないものとします。
- 4 第 1 項の最低利用期間内に本サービスの利用者数および対象コール数の追加、その他月額利用料が増額となる変更（以下「追加等」といいます。）があった場合であっても、当該利用契約に係る第 1 項の最低利用期間は変更されず、当該最低利用期間は引き続き適用されるものとします。
- 5 前項の追加等により増額となった部分（以下「追加分」といいます。）については、利用契約ごとに本サービスの変更申込書に記載しているサービス変更日（追加等の効力発生日）から起算して 12 カ月を最低利用期間とします。ただし、別途定めがある場合はそれに従うものとします。
- 6 第 5 項に定める追加分の最低利用期間内に、追加分に係る解約または減少変更（追加等の取消しを含み、月額利用料が減額となる変更をいいます。）があった場合は、当社が定める期日までに、追加分の月額利用料に相当する額に当該追加分の残余の期間を乗じて得た額を一括して支払うものとします。
- 7 前各項に定める最低利用期間内に本サービスまたはオプションの解約ならびに利用者数および対象コール数の変更があった場合は、第 2 項、第 3 項および前項の定めに従うものとします。

第 12 条（利用契約の更新）

利用契約の利用期間満了の 2 カ月前までに、契約者から利用契約の更新をしないという意思表示がない場合には、利用契約は利用期間満了と同時に、申込書に記載された同じ条件で 1 カ月ごとに自動的に更新されるものとし、その後も本条の定めと同一の方法と内容で自動的に延長するものとします。

第4章 本サービスの利用

第13条（本サービスの利用）

当社は、第7条の規定により利用契約の承諾をしたときは、契約者に対し、本サービスの利用および管理に使用するID等を付与するものとします。

- 2 契約者は、自己に付与されたID等の使用・管理に一切の責任を負うものとします。当該ID等により認証された本サービスの利用は、すべて契約者による利用とみなします。
- 3 契約者は、本サービスの利用にかかわる設備および機器等を準備するものとし、利用に要する費用の一切（設備・機器、ソフトウェア等に要する費用、通信回線利用料を含みます。）を負担します。

第14条（本サービスの利用権限、責務）

契約者は、本サービスの利用資格を得た後に、本サービスの利用に関して当社に届け出た事項（利用者、連絡先、申込内容その他当社が別途定める事項を含みます。）を変更しようとするときは、当社が別途指定する手続きに従い、遅滞なく当社に届け出るものとします。

- 2 契約者は、法令および本規約ならびに当社が別途定める利用手順・運用ルール（当社が通知または公表するものを含みます。）に従って本サービスを利用するものとします。
- 3 契約者は、当社または第三者の提供する本サービス以外の各種サービスを利用する場合（本サービスに関連して利用する場合を含みます。）であっても、本サービスの利用に関しては、当該各種サービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、本規約の内容に従うものとします。
- 4 契約者は、自己の有する利用資格に基づいて本サービスを利用する利用者に対し、本規約において自己に課せられる義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、当社に対して、利用者による当該義務の違反に関し、当該利用者と同帯して責任を負うものとします。万一、利用者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当社の合理的な指示に従い、当該利用者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。
- 5 本サービスの利用に関連して、契約者もしくは利用者が他の契約者、第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、または契約者もしくは利用者と他の契約者もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社に何らの迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第15条（禁止事項）

契約者は、当社が本サービスの円滑な提供のために出す必要な指示に従うものとします。

- 2 契約者は、本サービスに用いる当社または当社が指定する第三者の設備（通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。）に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為（支障を与えるおそれのある行為を含みます。）をしないものとします。
- 3 契約者および利用者は、本サービス設備に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブリ等をしないものとします。

- 4 契約者は当社による明示的な定めのない限り、ソフトウェア（付属するマニュアル等の文章およびその他の印刷物を含む）の全部または一部を改変、翻案、複製してはならないものとします。
- 5 契約者は申込書に記載の利用者数を超える利用を行ってはならないものとします。
- 6 契約者または利用者のいずれかが第1項の指示に従わない場合または前項に該当する行為を行ったと当社が判断した場合、当社は当該契約者に事前に通知することなく、当該契約者による本サービスの利用を一時的に制限することができるものとします。
- 7 当社が前項の措置を取ったことで、契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。
- 8 契約者は、ソフトウェア又はその直接的産物を日本国及び関係国の輸出管理規制、及びその他関係法規に違反し、引渡又は輸出してはならないものとします。

第5章 利用の制限および中止、停止

第16条（利用の制限および中止）

当社は、次の場合には、事前に契約者へ通知した上で、本サービス提供を制限または中止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、事前の通知を要しないものとします。当社が本条に基づき本サービスの提供を制限または中止した場合であっても、利用料金の返金、日割計算または減額を行わないものとします。

- (1) 本サービスに用いる当社または当社が指定する第三者の設備（通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。）の保守または工事上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスに用いる当社または当社が指定する第三者の設備（通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。）に障害が発生したとき。
- (3) 天変地異その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、災害の予防、救援、通信、電力供給、秩序の維持、その他公共の利益の確保のために当社が必要と判断するとき。
- (4) 法令に基づき公的機関から本サービスの提供の制限または中止を求められたとき。

第17条（利用停止）

当社は、次に該当する場合には、当社が定める期間、契約者による本サービスの利用を停止することができるものとします。当社が本条に基づき契約者による本サービスの利用を停止した場合であっても、利用料金の返金、日割計算または減額を行わないものとします。

- (1) 料金その他の債務を当社が定める期限までに支払わないとき。
- (2) 法令に基づき公的機関から契約者による利用停止を求められた場合
- (3) その他、現状の契約者の利用が望ましくないと当社が判断したとき。

第6章 不可抗力および免責、責任の制限

第18条（不可抗力）

台風、暴風雨、洪水などの天災地変や戦争、暴動、内乱、市民騒擾、ストライキ、テロ、大規模な感染症の発生等、当社の責めに帰さない事由によって、本規約の履行が困難となった場合は、当社は本サービスの提供を免責されることとします。

第19条（AI 分析結果）

本サービスにおいて生成される分析結果、評価結果、要約その他の情報（以下「AI 分析結果」という。）は参考情報として提供されるものです。当社はAI 分析結果の正確性、完全性、有用性について保証しません。

第20条（AI 分析結果の利用）

契約者はAI 分析結果のみを唯一の根拠として重要な判断を行わないものとします。

契約者は必要に応じて人による確認および判断を行うものとします。

第21条（責任の制限等）

本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないことおよび利用結果を含め、当社は、契約者に対し、本サービスに関する何らの保証も行わないものではありません。

- 2 当社は、契約者の本サービスの利用に伴い、契約者または第三者のプログラムやデータの消失もしくは破損等が生じた場合であっても、その理由の如何を問わず一切の責任を負うものではありません。
- 3 当社の責に帰すべき事由により、本サービスの利用ができなかった場合の対応については、当社のホームページ上に定めるとおりとします。

第22条（賠償額および範囲の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。ただし、サービス利用回線に起因する事象により本サービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該本サービス利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。契約者が本サービスの利用に関して損害を被った月の翌々月の利用料金を減額するものとします。

- 3 本サービスの提供以外の事象に関して、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合は、通常生ずべき損害に限り、当該損害の生じた月の本サービス利用料金1月分を上限として、賠償するものとします。
- 4 前項に定める減額（損害賠償）については、当該損害があった時から30日以内に当社が別途指定する方法（電子メールを含みます。）により契約者からの申し出があった場合に限り、当社は義務を負うものとし、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った月の翌々月の利用料金を減額するものとします。

第23条（免責）

契約者が、本サービスの利用（契約者が本サービスの一部または全部を利用できないことを含みます。）に起因して、物理的・経済的などその形態を問わず損害を受けることがあっても、前条に規定する責任以外は、当社は一切の賠償の責を負わないこととします。

第24条（第三者との紛争）

契約者は、本サービスの利用に当たり第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じることとしますが、それにもかかわらず第三者との間で紛争が生じた場合、当社の責に帰する場合を除き、当社は一切責任を負わないこととします。

第7章 料金等

第25条（料金の構成）

利用料金は、以下の各号に定める料金により構成されます。

(1) 初期対応費用

本サービスの利用の開始に伴う、サーバ等の初期設定、各種設定変更、プロンプトエンジニアリング等に応じて発生する料金。

(2) 月額基本利用料金

本サービスの利用者へ発行するアカウント数に応じて発生する料金。

(3) 評価実行料金

本サービスにおいて評価を実行することができる件数（以下「評価実行数」といいます）に応じて発生する料金。

(4) オプション料金

付加機能の利用に応じて発生する料金。

- 2 利用料金の具体的な金額、アカウント数、評価実行数その他の条件は、申込書に定めるものとします。

第26条（評価実行数）

契約者は、本サービスの申し込みにあたり、月間の評価実行数を申込書において定めるものとし

ます。

- 2 評価実行料金は、申込書に記載された評価実行数に基づく固定料金として発生するものとします。
- 3 契約者の実際の評価実行数が申込書に定める評価実行数を下回った場合であっても、当社は利用料金の減額または返金を行わないものとします。

第 27 条（評価の実行）

評価の実行とは、契約者から本サービスに連携されたテキストデータまたは音声データについて、当社システムが応対品質の評価を行うことをいいます。

- 2 評価の実行は、評価対象データ 1 件につき 1 回のみ行われるものとします。
- 3 一度評価を実行したデータについて、同一データに対する再評価は、原則として行いません。
- 4 評価が開始された時点で、当該評価は評価実行数として計上されるものとします。

第 28 条（評価実行数の計測）

評価実行数は、当社システムに記録された実行ログに基づき計測されるものとします。

- 2 契約者は、当社システムの記録に基づく評価実行数を、料金算定の基準として用いることに同意するものとします。

第 29 条（評価実行数の上限）

契約者は、申込書に定める評価実行数を上限として、本サービスを利用するものとします。

- 2 契約者の評価実行数が当該上限に達した場合、当社は原則として当月の評価実行を停止するものとします。
- 3 当社が別途認めた場合に限り、契約者は追加の評価実行を行うことができるものとし、この場合の料金は当社が別途定めるものとします。

第 30 条（料金および初期対応等に関する費用）

本サービスの利用料金および初期対応費用等は、申込書に記載するものとします。

第 31 条（料金の支払義務）

契約者は、本サービスの利用料金として、申込書に定める金額を、当社が別途定める方法により、当社が指定する期日までに、当社に支払う義務を負います。

- 2 契約者は、課金開始月から起算して、契約の解約または解除があった日の属する月までの期間（課金開始月と解約または解除のあった日の属する月が同一の月である場合は、1 月間とします。）について、申込書に規定する月額料金の支払いを要します。
- 3 料金は 1 カ月を単位に算定します。1 カ月とは暦月の初日より末日までの間とし算定します。
- 4 契約者は、第 16 条（利用の制限および中止）または第 17 条（利用の停止）に該当する期間があった場合においても、当該期間中の料金等の支払を要します。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、申込書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 6 当社は、利用契約存続中の毎月末日をもって当月分の利用料金を締め、契約者に請求書または口座振替のお知らせを交付します。契約者は、当社が指定する期日までに、当該料金の全額を当社に支払うものとします。
- 7 物価変動等により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至ったときは、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。

第 32 条（初期対応費用の支払義務）

契約者は、利用契約の申込みまたは初期対応を要する請求をし、その承諾を受けたときは、申込書に規定する初期対応費用の支払いを要します。

ただし、初期対応の着手前にその利用契約の解除またはその初期対応の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその初期対応費用が支払われているときは、当社は、その初期対応費用を返還します。

- 2 契約者は、初回の月額料金の支払いと併せて、初期対応費用等を当社に支払うものとします。

第 33 条（料金の計算方法等）

当社は、利用契約に関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

- 2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 3 契約者は、料金および初期対応費用その他本サービスに関して発生する費用について、当社が指定する期日までに、当社が定める方法により、当社が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払うものとします。
- 4 料金および前項の費用は、支払期日の到来する順序に従って支払うものとし、異なる順序で支払ったとしても支払期日の到来する順序に従って充当するものとします。
- 5 当社は、当社に特別の事情がある場合は、3 項および 4 項の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2 カ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 6 当社は、料金または初期対応費用その他本サービスに関して発生する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、当社は、当該前受金に利息を付さないことを条件としてこれを預かるものとします。
- 7 本サービスに関する料金額は、申込書に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 34 条（割増金）

契約者が料金その他の費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてお支払いいただきます。

第 35 条 (延滞利息)

契約者から支払期日を経過してもなおその料金をお支払いいただけない場合は、支払期日の翌日から起算して実際の支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で算出した金額を延滞利息としてお支払いいただきます。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

第 36 条 (保証金)

契約者は、契約者（新たに契約者となる者を含みます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当し、かつ当社が求めた場合には、申込書に規定する料金の3カ月分に相当する額を超えない範囲で当社が指定する額を保証金として当社に預託するものとします。保証金に利息は付さないものとします。

(1) 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合

(2) 契約者の過去の支払い状況や当社の与信審査等により、契約者が支払期日を経過してもなお料金を支払わないことが予想される場合

2 当社は、利用契約が消滅した場合には、保証金を契約者が支払うべき料金に充当し、その残額を返還します。

第 8 章 利用契約の解約

第 37 条 (契約者による利用契約の解約)

利用契約の解約は、各月の末日を解約の効力発生日としてのみ行うものとし、月の途中での解約はできないものとします。

2 契約者は、前項の解約を希望する場合、解約の効力発生日が属する月（以下「解約月」という。）の2暦月前の末日までに、当社所定の書面により当社に通知することにより、解約月の末日をもって利用契約を解約することができるものとします。

第 38 条 (当社による利用契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要することなく直ちに利用契約全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 契約者、利用者またはその代理もしくは媒介する者が暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者およびこれらの者と密接な関わりを有する者であることが判明したとき。

(2) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。

- (3) 第 17 条に規定する事由に該当した契約者がなおその事実を解消しないとき。
 - (4) 当社が契約者の住所や電話番号にあてて連絡を取ろうと試みたにもかかわらず、連続して 7 日間（土日祝日を除きます。）以上契約者からの応答がないとき。
 - (5) 契約者が、仮差押、差押、若しくは競売の申請、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を受けあるいは自ら申し立てたとき又は清算に入ったとき。
 - (6) 契約者が、営業の全部譲渡、営業の廃止、あるいは変更又は合併によらない解散をし、若しくはその決議をしたとき。
 - (7) 契約者が、租税公課を滞納して保全差押を受けたとき。
 - (8) 契約者が、支払いを停止したとき又は支払い不能に陥ったとき。
 - (9) 契約者が、手形を不渡りとしたとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (10) 契約者が、監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - (11) その他、契約者がこの規約に規定する事項に違反したとき。
- 2 契約者または利用者が前項各号に該当したことにより当社が損害を被った場合、利用契約の解除の有無にかかわらず、当社は、契約者に対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - 3 本条第 1 項に定める解除事由がない場合であっても、当社は契約者に 1 カ月前に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
 - 4 本条に基づく利用契約の解除により契約者に損害が生じた場合でも、当社は、いかなる責任も負わないものとします。

第 39 条（利用契約終了後の措置等）

解約、解除その他の事由により利用契約が終了した後、当社は、本サービスの利用により登録・作成されたデータおよび環境の全てを消去するものとします。

- 2 解約その他の事由により利用契約が終了した後、契約者は本サービスにおいて当社より提供されたソフトウェア（複製物や付属するマニュアル等の文書およびその他の印刷物を含む）の全てを返却または廃棄していただきます。

第 9 章 データ等の取り扱い

第 40 条（データ等の取り扱い）

本サービスで契約者または利用者が登録・作成したデータ等が、契約者または利用者の利用により滅失、毀損、漏洩、改竄その他本来想定されたのとは異なる形態で使用されたことにより契約者に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。

第 41 条（データ等の削除）

第 38 条に基づき当社が本サービスの利用契約を解除した場合、当社は契約者に事前に通知するこ

となく、契約者のデータおよび環境等を削除することとします。

第 42 条（解約時のデータ等）

第 37 条に基づき利用契約が解約され、または第 38 条に基づき利用契約が解除された場合、データ等の損失、損害等に対して当社は一切の責任を負いません。

第 43 条（データの活用）

本サービスで契約者または利用者が登録・作成したデータ等や顧客情報を用いて、本サービスの開発又は改善、本サービス以外の企画立案を目的として、特定の個人を識別できないように適切に加工した上で分析・利用できることとします。

2 当社は契約者または利用者からの問合せに対応するため、本サービスで契約者または利用者が登録・作成したデータ等や顧客情報を閲覧できることとします。

第 10 章 契約情報の取り扱い等

第 44 条（秘密情報の取扱い）

契約者および当社は、相手方からそれぞれ提供を受けた技術上または営業その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」という）を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし秘密情報には、(i) 提供を受けた時点で公知であった情報、(ii) 提供を受けた後に被提供者の過失なく公知となった情報、(iii) 被提供者が独自に開発した情報や第三者から独自に取得した情報は含まれません。本項にかかわらず、被提供者が裁判所その他公的機関から秘密情報の開示の命令や要請がある場合には秘密情報を必要最小限に限り開示できるものとします。

2 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

3 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第 45 条（個人情報等の保護）

当社は、契約者の秘密情報、または契約者その他の者の個人情報（以下「個人情報等」という）を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間、これを保有することができます。

2 当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従い個人情報等を取り扱うものとし、個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

3 当社は、刑事訴訟法等に基づき司法警察員、検察官等の法律上正当な権限を有する者から照会を受けた場合、前項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会・開示請

求に応じることができるものとします。

4 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。ただし、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、その規定に従うものとします。

5 当社は、契約者が当社に届け出た情報および履歴情報を善良なる管理者としての注意を払って管理します。

6 契約者は、当社が前項に定める情報（個人情報を含みます。以下同じとします。）および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的に利用し、または第三者に提供することがあることに同意するものとします。

(1) 当社が契約者に対し、本サービスの追加もしくは変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。

(2) 当社または当社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、または契約者または利用者がアクセスした当社のホームページ上その他利用者の情報端末機器の画面上に表示する場合。

(3) 当社が本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者または利用者情報の統計分析を行い、個々の契約者または利用者を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。

(4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。

(5) 契約者から事前に同意を得た場合。

第 46 条（契約者による個人情報の適正な取扱いの義務）

本サービスに用いる設備（いずれも、所有権が当社にある場合を含みます。）により取得される音声その他のデータを取得する主体は契約者であり、当社ではありません。契約者は、個人情報の適切な取得および利用を行うために個人情報保護法および関連するガイドラインその他規範の規定に従って取り扱うものとします。

2 契約者は、本サービス利用にあたり、前項に定めるほか、個人情報に関する法令その他規範を遵守することとします。万が一契約者に紛争などが生じた場合において、当社は一切の責を負わないこととします。

第 47 条（秘密の保持）

契約者等および当社は、本サービスの利用で知り得た秘密情報を、第三者（第 44 条 1 項後段に該当する場合を除く）に漏らさないこととします。ただし、法にのっとり手続きを行った公的機関からの要求がある場合は、この限りではありません。

第 48 条（利用契約終了後の秘密保持）

契約者等および当社は、利用契約が終了した後においても、本サービスの利用により知り得た情報を第三者に漏らさないこととします。

第 49 条（情報の交換）

契約者と当社間で本サービスに関する情報の交換を行う場合は、紛失、漏洩、改竄の防止策を講じるものとします。

なお、防止策を講じなかったために発生した事故については、当社の責に帰する場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 11 章 雑則

第 50 条（問い合わせ）

本サービスに関する問い合わせ窓口、その営業日および営業時間帯については、仕様書にて別途定めるものとします。

第 51 条（知的財産権）

契約者は、当社が契約者に提供する本サービスおよびその他の各種情報に関する著作権等を含む一切の知的財産権が、当社または当社に対してこれらの情報等を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

第 52 条（権利譲渡の禁止）

契約者がこの規約に基づき本サービスの提供を受ける権利については、譲渡および質権等の設定はできません。

第 53 条（地位の継承）

契約者は、企業の合併、分割や、事業譲渡など、法に基づく手続きにより契約者の地位の継承が発生した場合には、当社まで速やかに通知するものとします。

第 54 条（責任）

当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせた場合は、利用契約期間および利用契約の終了後にかかわらず、契約者に当該損害の賠償を請求することがあります。

第 55 条（準拠法）

この規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 56 条（合意管轄）

契約者と当社間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

附則

本規約は、2026年5月20日より効力を有するものとします。